

小牧市環境基本条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 11 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策（第 7 条—第 14 条）

第 3 章 協働による推進体制（第 15 条—第 19 条）

第 4 章 環境施策の評価及び継続的改善（第 20 条—第 22 条）

第 5 章 環境審議会（第 23 条・第 24 条）

附則

私たちのまち小牧市は、濃尾平野の北東に位置し、尾張丘陵から濃尾平野へと広がる地形と天然・人工の多様な水系を持ち、小牧山や市の東部に広がる丘陵など、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。この恵みを受け継ぎながら、先人の努力により、かつては農業を基盤として、その後は交通の要衝としての地の利を活かし、多様な産業が集積する活力ある都市として発展してきた。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、更に良好なものにして、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、私たちが生きる地球では、温室効果ガスの排出による地球温暖化及び異常気象の増加、森林の減少、プラスチックごみの海洋流出、環境破壊による生物種の減少等の環境問題が深刻化しており、人類の生存が脅かされている。

このような環境問題の多くが、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを、私たちは改めて認識しなければならない。その上で、市、市民及び事業者が、二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の減量化及び環境に配慮した行動に積極的に取り組み、未来のこどもたちに豊かで美しい地球を残すために、人類だけでなく多様な生物にとって良好な

環境を保全していかなければならない。

私たち小牧市民は、このような考え方の下に、小牧市環境都市宣言に掲げる「尾張野の四季の恵みが実感できるまち」及び「環境都市こまき」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、自主的かつ積極的に行われるとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下、あらゆる主体が協働して自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の特性を踏まえつつ環境への負荷を可能な限り減らすことにより、自然と共生し、環境と産業が調和する循環型社会が構

築されるよう行われなければならない。

4 環境の保全は、重要な課題であるとともに、市、市民及び事業者の活動が環境に影響を及ぼすものであることに鑑み、自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていていることを自覚し、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量、資源の循環的な利用その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与えていていることを自覚し、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する

原材料、役務等の利用、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携及び科学的知見の活用を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が守られ、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じ、樹林地、農地、水辺、市街地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 地域の特性に応じた人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに快適な環境が保全されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地球温暖化の防止等環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境施策の基本的な方向
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査)

第9条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。
(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第11条 市は、市民及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、適正な経済的な助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、環境への負荷を低減する目的で市民及び事業者に経済的な負担を求めようとするときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、必要な範囲内の措置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地等の環境の保全に資する公共施設の整備の積極的な推進に努めるとともに、これらの施設の適正な利用を促進しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境に配慮した公共工事等への取組)

第14条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境への負荷の少ない施

行方法を採用した環境に配慮した公共工事等に率先して取り組まなければならない。

第3章 協働による推進体制

(環境教育及び環境学習)

第15条 市は、市民及び事業者が、環境の保全についての関心及び理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、持続可能な節度ある社会を目指して、家庭、学校及び地域社会と連携し、将来を担うこどもたちが、環境に対する人としての責任及び役割を理解し、環境の保全に関する活動の実行に結びつく能力を育むための環境教育及び環境学習を推進しなければならない。

(環境情報の提供)

第16条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため必要な情報を提供しなければならない。

(自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民及び事業者が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動等が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者との協働等)

第18条 市は、市民及び事業者と協働した環境の保全を推進するため、市民及び事業者から提言を受けるための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、市民及び事業者と協働した環境施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な府内体制を整備しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行わなければならない。

第4章 環境施策の評価及び継続的改善 (監視等)

第20条 市は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。
(環境施策の評価及び継続的改善)

第21条 市は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的に実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができるよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対して、助言、指導又は協力要請を行うことができるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第22条 市長は、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価、継続的な改善に向けた取組等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、必要に応じて年次報告書への意見等を聴くための措置を講じなければならない。

第5章 環境審議会 (設置等)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
(1) 環境基本計画に関すること。
(2) 年次報告書に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織する。
2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者その他市長が必要と認め

る者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。